

1 名称

補助金の名称は、菟田町合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 目的

補助金は、合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

3 菟田町補助金交付規則との関係

補助金の交付については、菟田町補助金交付規則（平成16年菟田町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD20ミリグラム/リットル(日間平均値)以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。)が適用される合併処理浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合するものをいう。また、全国浄化槽推進市町村協議会に登録された環境配慮型浄化槽をいう。
- (3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) 専用住宅 専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (5) 汲み取り便槽 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第29条第3号に規定する便槽をいう。
- (6) 転換 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (7) 配管 生活排水を浄化槽本体に流入させるために、又は浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管きよ、ポンプ設備及びますをいう。
- (8) 高度処理型浄化槽 4(2)に該当する合併処理浄化槽であつて、かつ、ア及びイのいずれかに該当するものをいう。
 - ア BOD10 BOD除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽であつて、放流水の生物化学的酸素要求量10ミリグラム/リットル(日間平均値)以下の機能を有するもの
 - イ リン除去 リン除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽であつて、放流水の総リン濃度1ミリグラム/リットル(日間平均値)以下の機能を有するもの

5 補助対象区域

補助の対象となる区域は、本町の行政区域のうち次に掲げる区域以外の区域とする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域
- (2) 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成14年3月27日付13農振第3438号農林水産事務次官依命通知)第7の3の規定により事業計画の認可を受けた区域
- (3) 集合型合併処理施設が設置されている区域

6 補助対象者

- (1) 補助金の交付の対象となる者は、5に定める区域内の専用住宅において、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者とする。ただし、5(1)に定める区域であっても、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条の規定に基づく告示前に8の補助金の申請を行った者については、当該区域が相当の期間内に下水道法第9条の規定に基づく供用の開始が見込まれない

場合によっては、補助金の交付をするものとする。

- (2) 町長は、(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は法第5条第1項の規定による設置の審査を受けていない者
 - イ 販売又は賃貸の目的で合併浄化槽付き専用住宅を建築(改築を含む。)する者
 - ウ 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
 - エ 町税を滞納している者
 - オ その他町長が補助金の交付を適当でないと認める者

7 補助金の額

- (1) 補助金の額は、別表第1の第1欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額を限度とする。
- (2) 単独処理浄化槽からの転換の場合には、補助金の額は、別表第2の第1欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額を限度とする。また、既存の単独処理浄化槽の撤去に要する費用、転換に伴う配管設置に要する費用については、同表の第2欄に定める額を限度として補助金額に加算する。
- (3) 汲み取り便槽からの転換の場合には、補助金の額は、別表第3の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額を限度とする。また、既存の汲み取り便槽の撤去に要する費用、転換に伴う配管設置に要する費用については、同表の第2欄に定める額を限度として補助金額を加算する。
- (4) 5に定める区域のうち次に掲げる区域以外の区域の単独浄化槽からの転換の場合または汲み取り便槽からの転換の場合にあって、令和5年度から令和9年度までに設置及び完了検査に合格した浄化槽の場合には、補助金の額は、別表第4の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額を限度とする。また、別表第5の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額を限度として補助金額を加算する。
 - ア 苜田町下水道事業全体計画に定められた区域
 - イ 苜田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成18年苜田町条例36号)第4条の規定に基づき苜田町農業集落排水事業の供用を開始した区域

8 補助金の交付の申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、合併処理浄化槽設置費補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。
- (2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 法第5条第2項に規定する審査期間を経過した浄化槽設置届出書及び受理書の写し又は建築基準法に基づく浄化槽設置計画書及び確認済証の写し
 - イ 設置場所の位置図(付近見取図)
 - ウ 住宅平面図(配置・配管図)(合併処理浄化槽の配置を含む)
 - エ 工事請負契約書の写しおよび転換に係る申請の場合は浄化槽設置費、処分費及び配管設置費の内訳書
 - オ 誓約書(様式第2号)
 - カ 社団法人全国浄化槽団体連合会が行う小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証の写し
 - キ 浄化槽設備士免状又は修了証書の写し
 - ク 浄化槽認定シート・登録証の写し、浄化槽管理(C)票
 - ケ 専用住宅を借りている者は、所有者の承諾書
 - コ 町税納付状況照会同意書(様式第3号)又は町税の滞納がないことの証明書
 - サ その他町長が必要と認める書類

9 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 町長は、(2)の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認を決定した者に対しては、変更承認通知書(様式第5号)により、承認しないと決定した者に対しては、

変更不承認通知書(様式第6号)によりそれぞれ通知する。

(4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(5) 規則の規定に従うこと。

10 補助金の交付の決定及び通知

町長は、補助金交付決定通知書(様式第7号)又は補助金不交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知する。

11 設置工事の確認

町長は、この要綱による補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置等の状況を施工現場において確認するものとし、補助事業者は、これに応じなければならない。

12 中間検査

補助事業者は、補助金交付決定通知後に工事に着手すること。また、中間検査を受けなければならない。

13 実績報告

(1) 補助事業者は、実績報告書(様式第9号)を補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(2) 実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 合併処理浄化槽チェックリスト(様式第10号)

イ 浄化槽設置状況検査依頼書の写し及び領収書の写し

ウ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

エ 浄化槽工事完了届出書の写し及び浄化槽使用開始報告書の写し

オ 住宅平面図(配置・配管図)

カ 浄化槽工事者が撮影した適正な施工の写真及び既存単独処理浄化槽もしくは汲み取り便槽の撤去に関する写真(7(2)、7(3)に係る補助金申請に限る。)

キ 転換結果報告書(様式第11号)及び産業廃棄物管理票(事業系マニフェスト)E票の写し(7(2)、7(3)に係る補助金申請に限る。)

ク 浄化槽設置費、処分費及び配管設置費の内訳書(7(2)、7(3)に係る補助金申請に限る。)

ケ 浄化槽使用廃止届出書の写し(7(3)に係る補助金申請に限る。)

コ その他町長が必要と認める書類

14 完了検査

(1) 町長は、前条の書類が提出されたときは、その内容を審査し事業完了の検査を行うものとする。

(2) 補助事業者は、合併処理浄化槽の設置状況確認を現地にて受けなければならない。

15 補助金の額の確定

町長は、補助金交付確定通知書(様式第12号)により補助事業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

16 補助金の交付

(1) 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後交付する。

(2) 補助事業者は、補助金交付請求書(様式第13号)に補助金交付確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して30日以内に、補助金の交付請求を町長に対して行わなければならない。

17 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項については、町長が別に定める。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 10 月 18 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

補助金額

1 欄	2 欄
人槽区分	限度額
5 人槽新規設置	332,000 円
7 人槽新規設置	414,000 円
10 人槽新規設置	548,000 円

別表第 2

補助金額（単独処理浄化槽からの転換）

1 欄	2 欄
人槽区分	限度額
5 人槽新規設置	332,000 円
7 人槽新規設置	414,000 円
10 人槽新規設置	548,000 円

転換の場合における加算金額

既存の単独処理浄化槽撤去に要する費用	90,000 円
配管設置に要する費用	140,000 円

別表第 3

補助金額（汲み取り便槽からの転換）

1 欄	2 欄
人槽区分	限度額
5 人槽新規設置	332,000 円
7 人槽新規設置	414,000 円
10 人槽新規設置	548,000 円

転換の場合における加算金額

既存汲み取り便槽撤去に要する費用	60,000 円
配管設置に要する費用	140,000 円

別表第 4

補助金額

1 欄	2 欄
人槽区分	限度額
5 人槽新規設置	332,000 円
7 人槽新規設置	414,000 円
10 人槽新規設置	548,000 円

別表第 5

5に定める区域のうち次に掲げる区域以外の区域の単独浄化槽からの転換の場合または汲み取り便槽からの転換の場合における加算金額（ア 苅田町下水道事業全体計画に定められた区域、イ 苅田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年苅田町条例 36 号）第 4 条の規定に基づき苅田町農業集落排水事業の供用を開始した区域）

1 欄	2 欄		
人槽区分	限度額		
	環境配慮型浄化槽 (通常型)	高度処理型浄化槽 (BOD10)	高度処理型浄化槽 (リン除去)
	BOD20 mg/ℓ以下	BOD10 mg/ℓ以下	T-P1 mg/ℓ以下
5 人槽新規設置	99,600 円	232,400 円	332,000 円
7 人槽新規設置	124,200 円	289,800 円	414,000 円
10 人槽新規設置	164,400 円	383,600 円	548,000 円

誓 約 書

苧 田 町 長 様

住 所	
設 置 場 所	
氏 名	Ⓔ
電 話	

私が合併処理浄化槽を設置するにあたり、次のことについて誓約します。

記

1. 私が設置している浄化槽に係ることで、苦情又は紛争があった場合は、当事者間により責任をもって解決します。
2. 浄化槽の使用については、使用の準則を遵守することはもちろんのこと、保守点検及び清掃については、専門の業者に委託します。
3. 私の地域が、下水道及び農業集落排水事業等の事業計画に定められ、事業が実施される際は、下水道及び農業集落排水施設に接続します。
4. 浄化槽法等に基づく水質に関する検査実施後、検査結果書の写しをすみやかに提出します。
5. 行政の指導に対しては、誠意をもって実施します。
6. 合併処理浄化槽の排水の取水調査等の際し、敷地内に立ち入ることについては、拒んだりしません。

町税納付状況照会同意書

年 月 日

苧田町長 様

住所 _____

フリガナ _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

苧田町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付申請にあたり、下記のこと
に同意いたします。

記

苧田町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付申請にあたり、町税の納付状
況について、苧田町が関係公簿を調査することに同意します。調査の結果、町税
の滞納があった場合は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の申請を承認しな
いことについて異議ありません。

下水道課確認欄	苧 第 号にて 年 月 日に 町税の滞納がないことを確認済
---------	----------------------------------

年 月 日

荏田町長 様

住 所	
設 置 場 所	
氏 名	
電 話	

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた合併処理浄化槽
設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 変更内容 (変更・中止・廃止)

2 変更申請額 金 円

(減額の際は、マイナスの代わりに△を先頭に記してください)

3 変更事由

添付書類に変更がある場合は、変更添付書類を提出してください。

第 号
年 月 日

様

苧田町長 ㊟

変 更 承 認 通 知 書

年 月 日付けをもって申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請について、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

変更額 金 円

交付の条件

- (1) 苧田町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を厳守すること。
- (2) 年 月 日までに助成事業を完了すること。
- (3) 申請内容を変更する場合または、中止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合または遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (5) 完了後は、速やかに実績報告書を町長に提出すること。
- (6) 次の各号に違反した場合は、補助金を取り消し又は返還させることがある。
 - ア) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - イ) 補助金を他の用途に使用したとき
 - ウ) 補助金の条件に違反したとき
- (7) 浄化槽設置後は、浄化槽法第 7 条及び 11 条の規定による水質検査並びに同法 10 条による保守点検及び清掃を適切に実施すること。

第 号
年 月 日

様

苧田町長 ⑩

変 更 不 承 認 通 知 書

年 月 日付けをもって申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請について、下記のとおり承認しないことに決定したので通知します。

記

承認しない理由

第 号
年 月 日

様

苅田町長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、苅田町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付金額 金 _____ 円

【交付条件等】

1 完了期限等

補助事業者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。なお、補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 変更等

補助事業者は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第4号)により町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止、廃止しようとするとき。

年 月 日

荏田町長 様

住 所	
氏 名	
電 話	

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた合併処理浄化槽
設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 事業完了年月日 _____ 年 月 日

【添付書類】

- ① 合併処理浄化槽チェックリスト（様式第 10 号）
- ② 浄化槽設置状況検査依頼書の写し及び領収書の写し
- ③ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ④ 浄化槽工事完了届出書の写し及び浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑤ 住宅平面図（配置・配管図）
- ⑥ 浄化槽工事が撮影した適正な施工の写真及び既存単独処理浄化槽もしくは汲み取り便槽の撤去に関する写真（7(2)、7(3)に係る補助金申請に限る。）
- ⑦ 転換結果報告書（様式第 11 号）及び産業廃棄物管理票（事業系マニフェスト）E票の写し（7(2)、7(3)に係る補助金申請に限る。）
- ⑧ 浄化槽設置費、処分費及び配管設置費の内訳書（7(2)、7(3)に係る補助金申請に限る。）
- ⑨ 浄化槽使用廃止届出書の写し（7(3)に係る補助金申請に限る。）
- ⑩ その他町長が必要と認める書類

完 了 確 認 調 書

上記の届出により現地確認の結果、適正に設置されていると認める。

年 月 日

確認者氏名 _____

立会者氏名 _____

合併処理浄化槽チェックリスト

検査項目	チェックポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4 ますの位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔毎に適切な升が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	

転換結果報告書

1 設置者	住所			
	氏名			
2 既存施設の別	単独浄化槽 ・ 汲み取り便槽			
3 既存施設の概要	単独浄化槽の場合		汲み取り便槽の場合	
	人槽	人槽	便槽	リットル
	製造業者名		型式	
4 処理方法	実施した処理方法にレ			
	(1) 清掃処理			
	(2) 消毒処理			
	(3) 汚泥処理			
	(4) 撤去			
	(5) 運搬			
	(6) 最終処分			
	(7) その他			
【その他の内容】				
5 清掃処理を行った業者	氏名又は名称			
	住所			

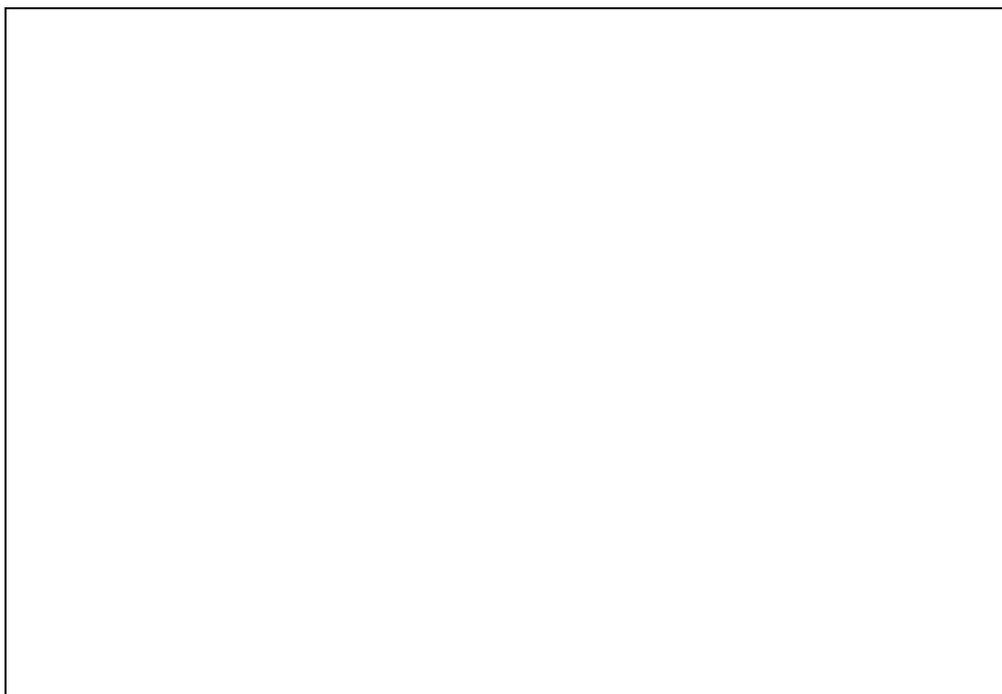
以上、各処理項目について適正に処理し、確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽施工業者 住所
 浄化槽設備士 氏名又は名称
 県知事登録
 県知事届出番号
 氏名

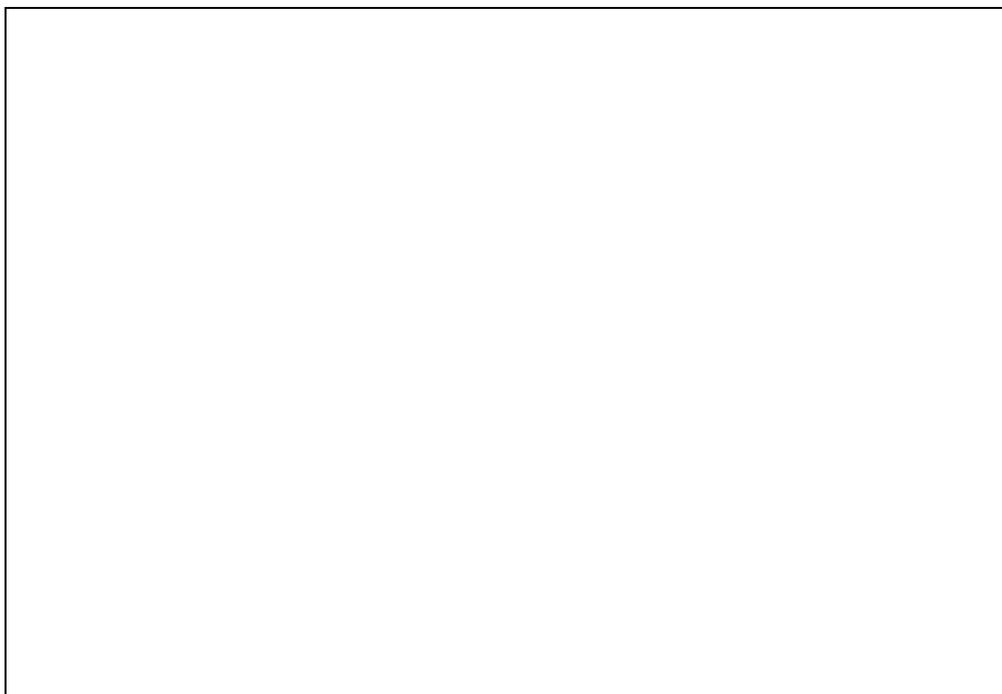
撤去に伴う写真（1）撤去前

（)



撤去に伴う写真（2）撤去後

（)



第 号
年 月 日

様

苅田町長

補 助 金 交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付けで報告のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、
下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金 _____ 円

年 月 日

苅田町長 様

住 所	
氏 名	
電 話	

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号で補助金交付確定の通知を受けた合併処理浄化槽
設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

金 額	金 _____ 円		
金 融 機 関	()銀行・信用金庫・農協()支店・支所		
預 金 種 目	普通・当座	口座番号	
ふ り が な			
名 義 人			

工事請負契約書の写しの添付書類（転換に係る申請の場合添付）

浄化槽設置費、処分費及び配管設置費の内訳書

浄化槽施工業者	施工業者名		
	設備士名		
設置者	住所		
	氏名		
【内 訳】			
区 分		金 額	備 考
浄化槽設置	本体費		
	据付工事費		
	小計【税込】①		
単独浄化槽 又は 汲み取り便槽 の処分	撤去費		
	清掃・消毒費		
	産業廃棄物処分費		
	小計【税込】②		
配管設置	部材費		
	設置費		宅内総 m、宅外総 m
	小計【税込】③		
合 計【税込】(①+②+③)			

上記のとおり相違ないことを確認しました。

年 月 日

申請者 住所
氏名